

自然公園普通地域内における措置命令等に関する 処理基準の一部改正の概要

平成29年5月19日

自然公園班

1 処理基準について

自然公園法では、国立公園の特別地域等で開発行為を行う者は、許可を受けなければならないとしているが、普通地域については届け出で足りる。そこで、同法では届け出を行う際、風景保護の観点から大きな影響を与える可能性がある行為については、その行為を禁止、制限等の必要な措置を講じ、又は命ずることができるよう規定している。

その命令等、不利益を行う基準を、国が定めたものが「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」である。

県は、平成16年に国と同様の内容で、「自然公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」を定めており、同法に基づく国定公園及び条例に基づく県立自然公園の普通地域に適用している。

2 改正の背景について

国は、自然公園法に基づく国立・国定公園区域内における太陽光発電施設の設置について、平成27年度に同法施行規則を改正し、特別地域内に設置の許可基準を追加するとともに、普通地域においても水平投影面積の和が1,000 m²を超えるものについては、届出が必要な行為と定めた。

また、県においても同様に条例施行規則を改正している。

3 改正の概要について

国は、規則の改正を受けて処理基準を改正し、太陽光発電については、許可基準に適合しない施設、又は発電終了後、放置されたままになっている施設については、撤去及び跡地の整理の命令を行えるようにした。また、風力発電施設についても、撤去等に関する同様の規定を追加した。

よって、今回、県の処理基準も国と同様の内容で改正を行うものである。

4 パブリックコメントについて

千葉県行政手続条例第38条第4項第5号（国と同様の内容の改正の場合）及び第8号（軽微な訂正の場合）の規定により、不要。ただし、同条例第42条第5項（意見公募を実施しなかった場合の公示の義務）の規定により、結果を公示する。